

電力の自由化について

平成28年2月15日

大阪電力選べる環境づくり協議会

(事務局：大阪府環境農林水産部エネルギー政策課)

協議会の設立経緯

- 府内企業を対象としたアンケートでは、電気料金の値上げにより、大口需要家は9割以上、中小需要家は7割以上が影響を受けたと回答

(企業向け電気料金の推移：H25年4月 平均13.93%↑ H27年4月 平均17.26%↑)

- 「新電力」についての認知度が低く、電力自由化部門において実質的に電力会社を選べる状況にない

大阪電力選べる環境づくり協議会

- 電力自由化等に関する情報共有
- 需要家のニーズ等の把握
- 電力の選べる環境づくりに資する情報発信、普及啓発

電力会社の種類

【一般電気事業者】

- 関西電力、中部電力など従来の電力会社
- 家庭等を含む全ての需要家に対して電気の販売ができる。

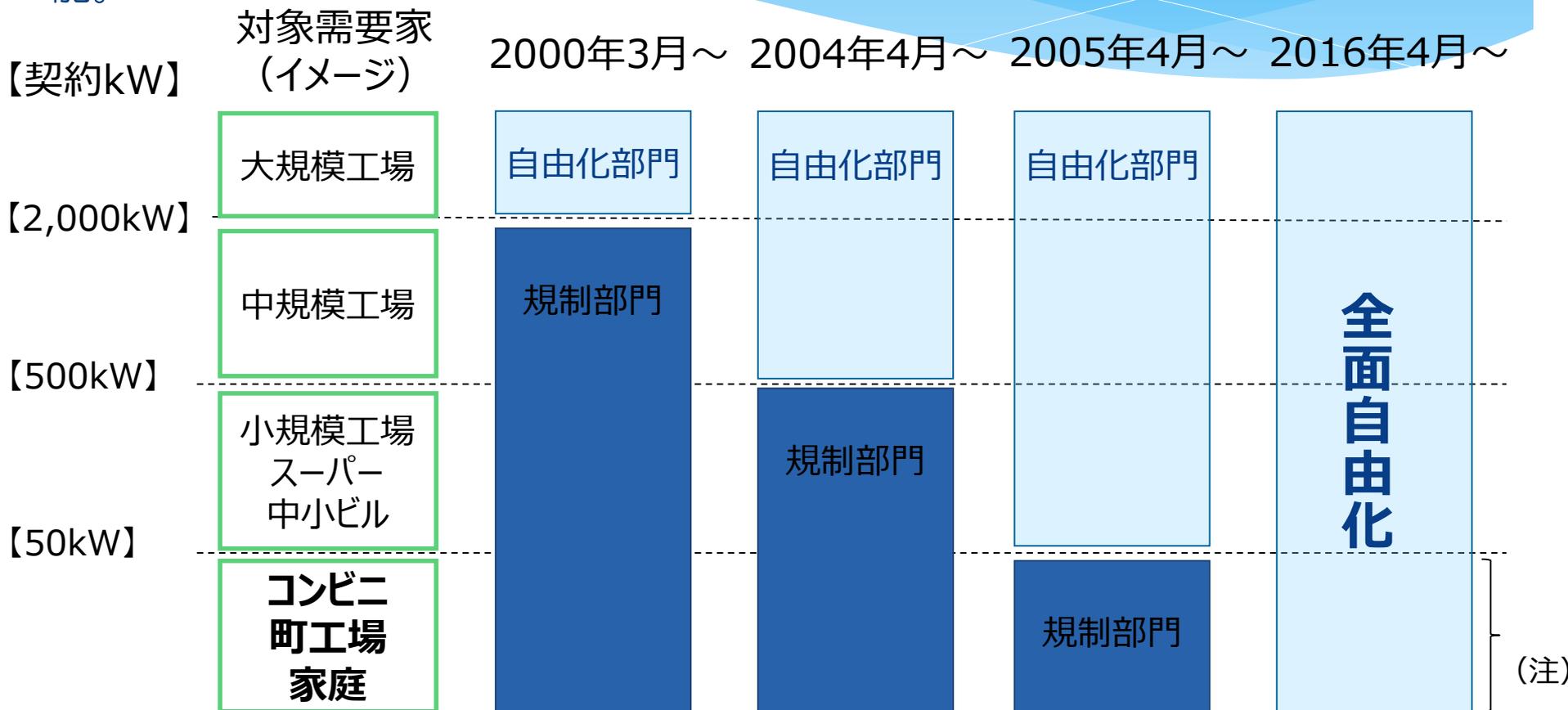
【特定規模電気事業者（新電力）】

- 電力自由化により、契約電力50kW以上の需要家に対して電気の販売ができる。
- 平成28年2月5日現在 802事業者

※平成28年4月以降は、電気事業法の改正に伴い「一般電気事業者」や「特定規模電気事業者（新電力）」など、電気の小売事業を行う者は、国への登録等を経て「小売電気事業者」となります。（平成28年2月8日現在：169事業者が登録済み）

電力自由化をめぐる動き（電力自由化の経緯）

- 2000年以降、電力小売について段階的に自由化（新規参入）を実施
- 2016年4月からは、一般家庭・コンビニ等向けへの新規参入が可能。
一般家庭を含む全ての需要家が電力会社や料金メニューを自由に選択可能。



(注) 需要家保護のため、経過措置として料金規制を残す。(需要家は、当面、規制料金も選択できる。)

電力自由化をめぐる動き（自由化部門での競争）

- 自由化部門については、電力会社と新電力との競争
- 一般電気事業者・新電力どちらから供給を受けるかは使用者の自由

現在（規制部門）

契約電力が50 kW超 ※来年4月以降は全面自由化〔イメージ〕



地元の電力会社のメニュー
（規制料金）

事業者が選べず
メニューは限定的



地元の電力会社のメニュー
（規制料金・自由料金（例：時間帯別メニュー））



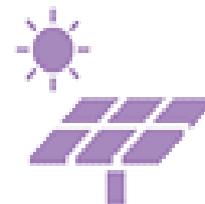
再生可能エネルギーであっても、国民負担で成り立つ固定価格買取制度（FIT制度）による費用補填を受けた電気である場合には、「FIT電気」とであると説明する。



他地域の電力会社のメニュー
（自由料金（例：時間帯別メニュー））



通信・ガスなど
他サービスとのセット販売



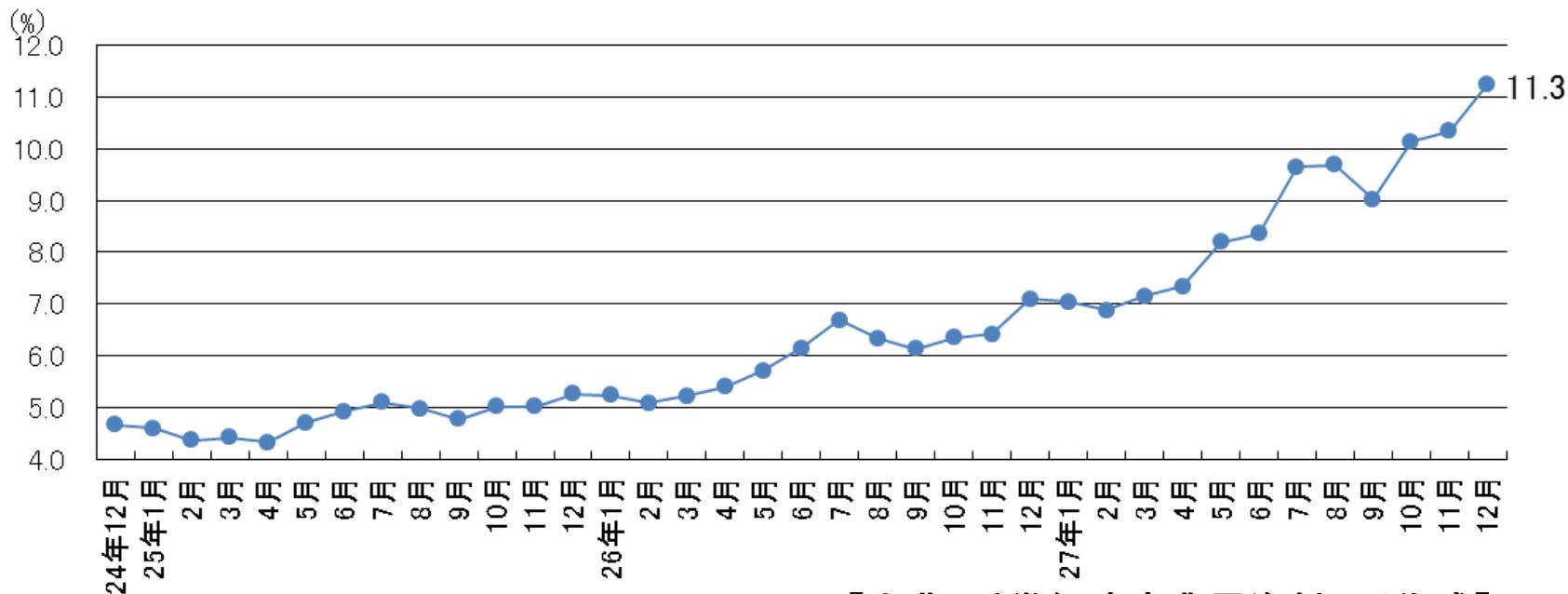
地元事業者が提供する
地産地消メニュー

事業者やメニューを自由に選択できるようになる

新電力の販売電力量シェア (近畿経済産業局管内・自由化範囲ベース)

■ 年々販売電力量のシェアを拡大

電力小売自由化部門に占める特定規模電気事業者販売電力量比率の推移



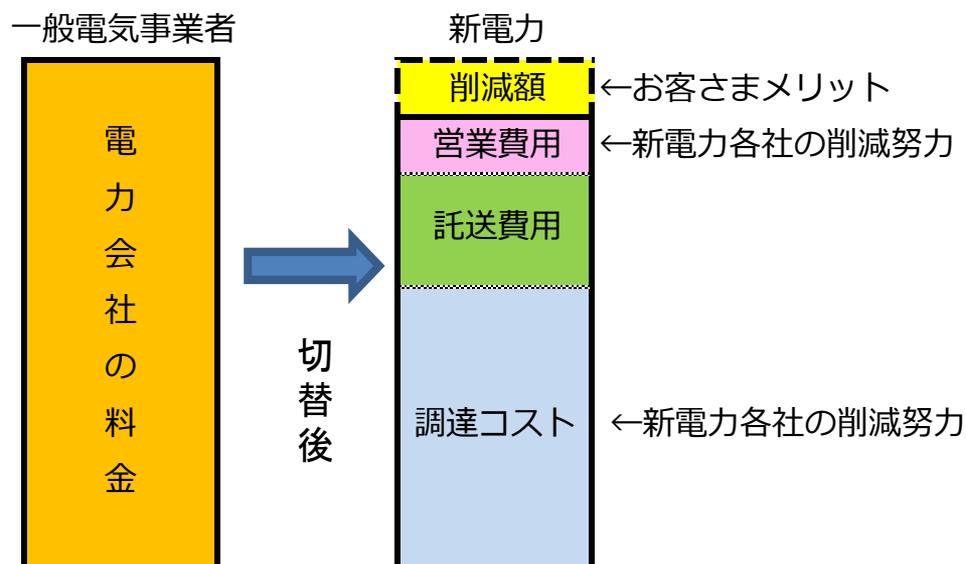
【出典：近畿経済産業局資料より作成】

もっと知ろう “新電力” のこと (コスト削減が可能な例)

新電力は、

- 発電コストの低い発電設備の整備など調達コストの削減
- 販売にかかる営業費用の削減により電気を安く供給

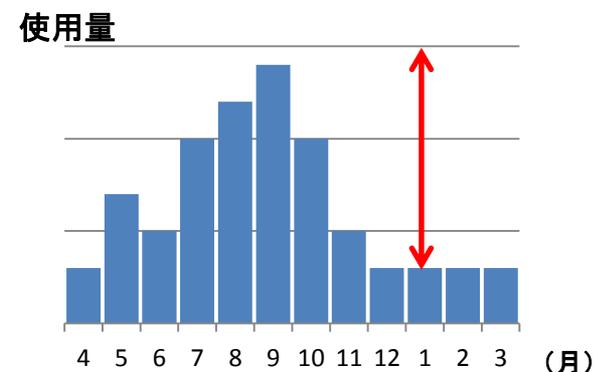
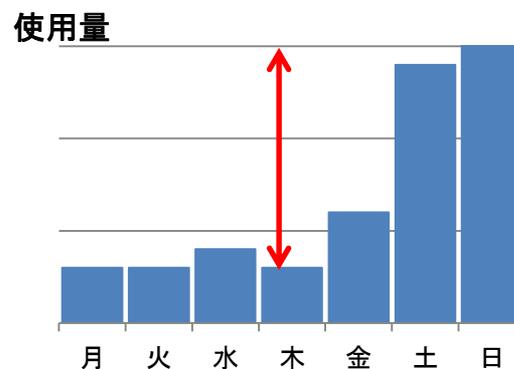
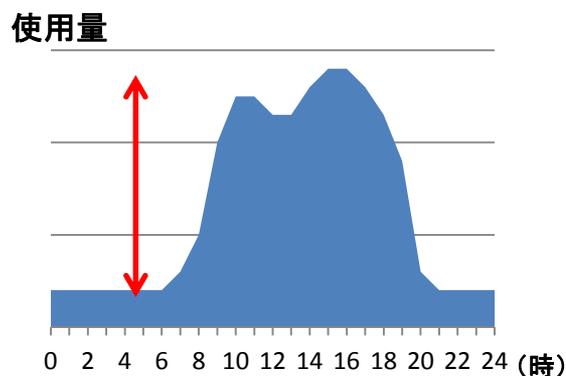
現在の契約内容や電気の使用状況により異なるが、数%程度安くなる可能性がある。



もっと知ろう“新電力”のこと (どんな事業者でも電気供給できるのか?)

【新電力が得意とする施設】

- 契約電力に比較して電力の使用割合の低い施設
- 時間帯や営業日、季節等によって電力使用量の変動が大きい施設 (いわゆる負荷率が低い施設)



もっと知ろう “新電力” のこと（電気の安定供給は大丈夫？）

【電気は安定的に供給されます】

- 新電力は、一般電気事業者によって管理されている送電線を使って供給するため、安定供給は確保されている。
（事業所の接続点までは一般電気事業者が保安・管理）
- 自然災害などで送電困難なトラブルが発生する場合を除けば、電気が止まったりすることはない。
（送電線が原因の停電は、電力会社に無関係）
- 停電した場合でも、契約している電力会社に関わらず、公平に復旧。

もっと知ろう “新電力” のこと (電気の質は変わらない?)

- ある発電所で発電した電気は送電線の中で他の発電所で発電した電気と混ざる
- これは複数の蛇口 (=発電所) からプール (=送電線) に注がれた水 (=電気) が、プールの中で混ざり合うことと同様
- 家庭で電気を使う際には、プールで混ざり合った水が水道から出てくることと同様に、どの発電所で発電された電気か区別されずに届けられることとなります

誰から買っても家庭に届く電気の「質」は同じです！

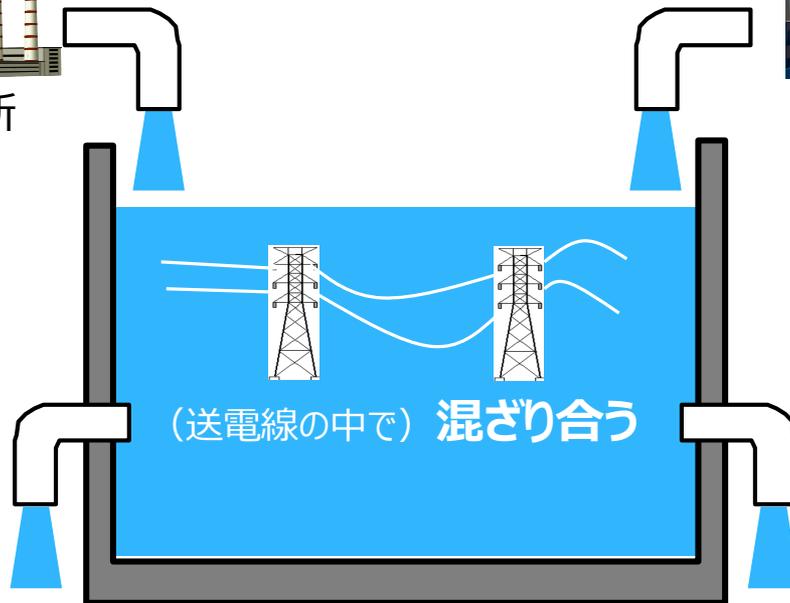
発電

「電気をつくる」



送配電

「電気を運ぶ」



小売

「電気を売る」



混ざり合った電気が届けられる



もっと知ろう“新電力”のこと (切替えはどのようにするのか?)

【切替えの費用は？ 停電はしない？】

- 新電力に切り替えるにあたって、計量器（メーター）を交換する場合は、原則として一般電気事業者が負担。
- 計量器（メーター）を交換する場合、停電することがあるが、停電時間は最大で6時間程度で、あらかじめ日時を調整。
- 停電や工事費用の有無は事前調査時判明、その時点で切り替えの辞退も可能。

もっと知ろう “新電力” のこと

(電気の販売契約を結ぶ際に事業者が消費者に対しすべきこと)

- 電気を販売する「小売電気事業者(H28.4~)」は、販売契約を結ぶ際に消費者に対し電気料金などを書面により説明することが法律上義務付けられています。
- また、契約締結後は、そうした契約内容について記載した書面を消費者に交付することも同じく法律上義務付けられています。

小売電気事業者(H28.4~)が消費者に説明すべきこと

- ✓ 小売電気事業者の社名や連絡先
- ✓ いつから電気を供給するのか？
- ✓ 契約期間はいつからいつまでか？
- ✓ 契約期間満了後の契約更改手続きはどのようになるのか？
- ✓ 毎月の電気料金はいくらか？ どうやって算定するのか？
- ✓ 通常の手続きに加え必要な工事などがある場合、消費者が負担する費用はいくらか？
- ✓ 電気料金の割引がある場合には、それはいくらか？ 割引の対象期間はいつまでか？
- ✓ 契約期間内に解約する場合の制約はあるのか？ 解約手数料などは発生しないのか？ など

もっと知ろう“新電力”のこと (電気の購入先を選ぶときに注意すべきこと)

- ⇒経済産業省のホームページで「登録小売電気事業者一覧」が確認できます。
各家庭に電気を販売する「小売電気事業者(H28.4~)」は、法律により、国の登録を受けなければ電気を販売することができません。
国の登録受付は既に開始されており、登録を受けた事業者は経済産業省（資源エネルギー庁）ホームページで確認が可能です。
- ※「登録小売電気事業者一覧」はこちらで確認できます。
⇒経済産業省電力取引監視等委員会トップページ (<http://www.emsc.meti.go.jp/>)

電気の購入先を選ぶときは、次の点にもご注意ください。

- ✓ **国の登録を受けた事業者であるかを確認する。**
- ✓ **契約の内容をきちんと確認する。**
…「電気の使用料はいくらか?」「契約期間は?」「解約時に手数料は必要?」 etc.
⇒小売電気事業者は、法律上、消費者に対し説明する義務があります!
- ✓ **停電など困ったときの連絡先を確認する。**
⇒小売電気事業者は、法律上、消費者の苦情や問合せに応ずる義務があります!

もっと知ろう “新電力” のこと（切替えの手続きⅠ）

【手続きなど】

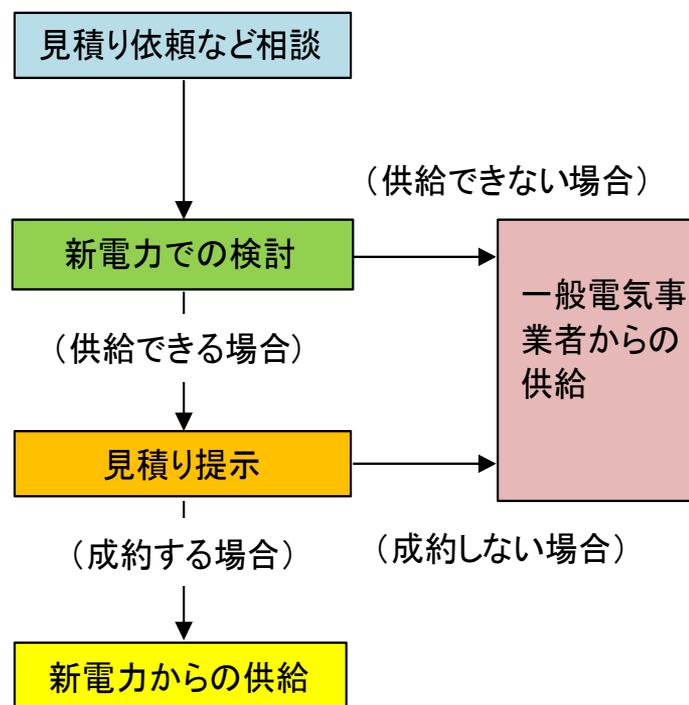
- 電気料金を比較するため、新電力に見積りを依頼・相談

過去1年程度の請求書などを用意

- 契約電力など契約内容
- 各月の電力使用量など電気の使用状況

【供給までの期間】

- 契約の意思表示から供給開始まで3か月程度



もっと知ろう “新電力” のこと (切替えの手続きⅡ)

【電気の使用状況の整理例】

電気使用状況入力シート

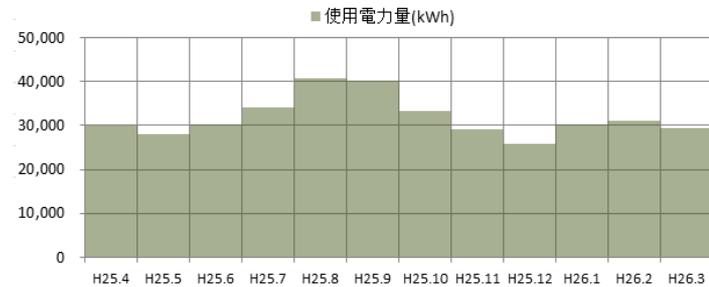
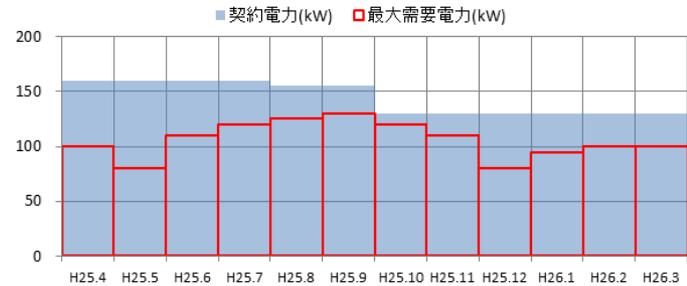
施設ごとに の欄に入力してください。
右のグラフは自動的に作成され、 の
欄は自動的に計算されます。

■契約内容等

電力会社	関西電力など
契約種別	高压電力ASなど
各種割引の有無	長期契約など
常用自家発電施設の 種類・定格出力	ガスエンジン・300kW、太陽光発 電・20kWなど
複数施設の有無	大阪に○か所、関西に○か所な ど

■契約電力・最大需要電力・使用電力量(平成25年度)

年月	H25.4	H25.5	H25.6	H25.7	H25.8	H25.9	H25.10	H25.11	H25.12	H26.1	H26.2	H26.3	合計
契約電力(kW)	160	160	160	160	155	155	130	130	130	130	130	130	-
最大需要電力(kW)	100	80	110	120	125	130	120	110	80	95	100	100	-
使用電力量(kWh)	30,120	28,115	30,220	34,060	40,790	40,320	33,370	29,285	25,750	30,320	31,000	29,450	382,820
負荷率(%)													30%



契約の種別、各種
割引の有無など、
契約内容を整理

電気料金請求書等
から、契約電力、
最大需要電力、使
用電力量を整理

負荷率の算出

※負荷率(%)：最大需要電力に対する平均需要電力の割合

$$\frac{\text{年間の電力量 (kWh)}}{(365 \text{日} \times 24 \text{時間}) \times \text{契約電力 (kW)}} \times 100$$

シートは大阪府HPから
ダウンロードもできます!

【参考】 電力システム改革（目的と全体スケジュール）

■安定供給を確保する

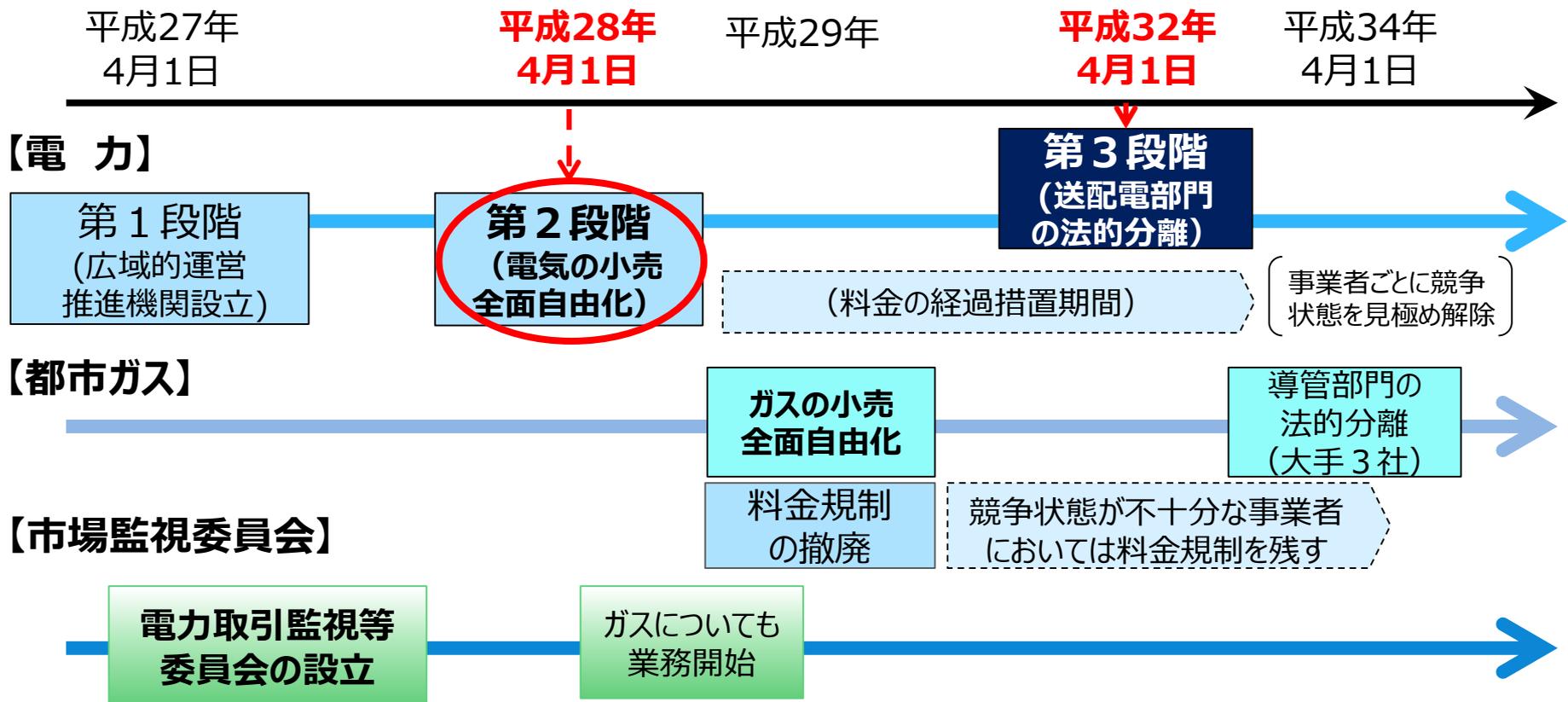
震災以降、多様な電源の活用が不可欠な中、送配電部門の中立化を図りつつ、広域的な電力融通を促進

■電気料金を最大限抑制する

競争の促進や需要家の工夫による需要抑制等を通じた発電投資の適正化等により、電気料金を最大限抑制

■需要家の選択枝や事業者の事業機会を拡大する

需要家の電力選択のニーズに多様な選択枝で応える。また、他業種・他地域からの参入、新技術を用いた発電は需要抑制策等の活用を通じてイノベーションを誘発



電力システム改革（送配電部門の中立化）

- 誰でも公平・平等に送配電網を利用できるように、送配電部門を独立（発送電分離）
- 主要な先進国においても、小売の全面自由化の際には発送電分離が通例
- 平成32年4月1日に、送配電部門は発電・小売部門とは別会社化（法的分離）

発電（競争部門）

送配電（独占の規制部門）

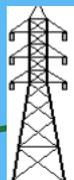
小売（競争部門）

既存電力会社 A



同一主体

既存電力会社 A



同一主体

既存電力会社 A



競争相手

発電事業者 B



競争相手

新電力 C



中立性を損なう
問題の例

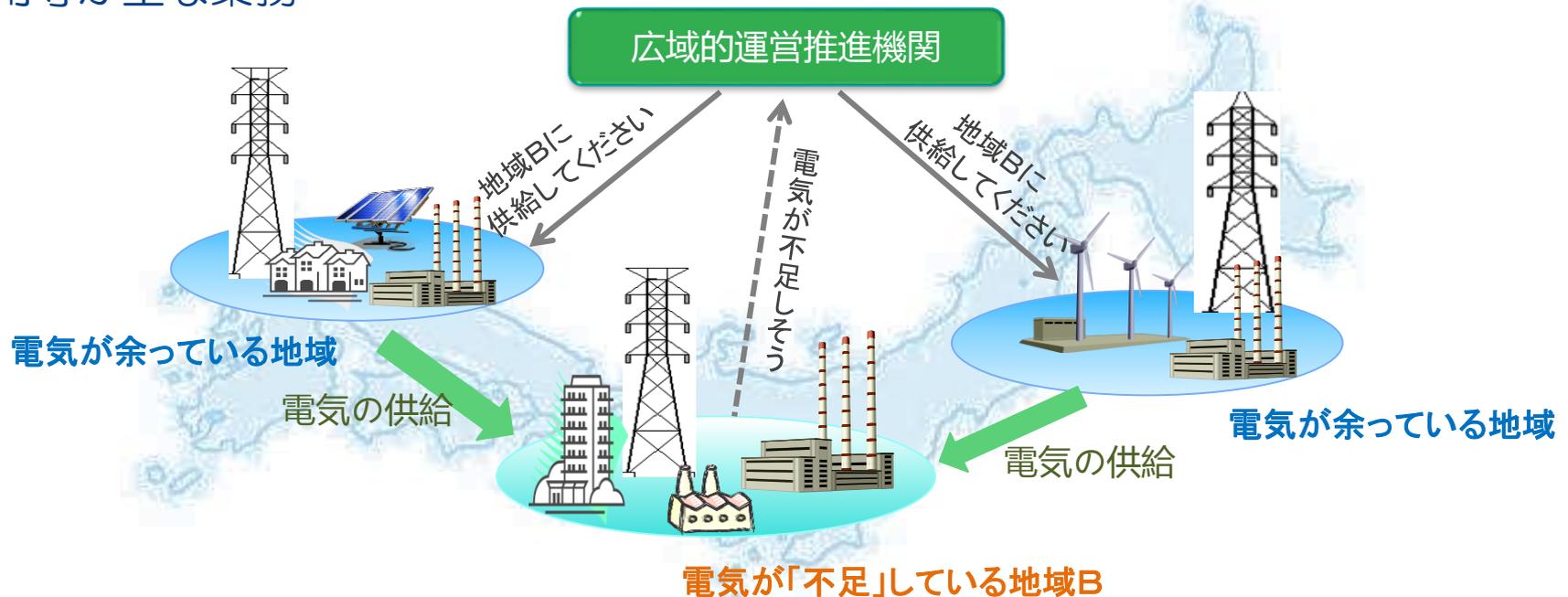
① 自社の発電所の
接続を優先

② 送配電部門の利用
ルールが公平に適用さ
れない

③ 送配電事業で知り得た
情報を自社営業に目的
外利用

広域的運営推進機関の設立

- 震災時、西日本で電力が余っているにも関わらず、東日本では不足する事態を経験
- 地域を越えた電気のやりとりを容易にし、災害時等に停電を起こりにくくするとともに、全国大の送電網の増強等を実施していくことが必要。
- そのための司令塔として、平成27年4月に「電力広域的運営推進機関」を全電気事業者が、加入義務のある認可法人として創設済み。電気事業者に対して融通の指示などを行う。
- 平常時や災害時等における電力の需給バランスの調整など、全国的・広域的は運用の調整や、地域間連系線等の送電インフラの増強や区域を越えた全国大での系統運用等が主な業務



電力取引監視等委員会の設立

- 電力市場において健全な競争が促されるよう、市場の監視機能を強化するため、改正電事業法等に基づき、経済産業大臣直属の組織として、平成27年9月に設立
- 業者に対する報告徴収や立入検査、業務改善勧告をはじめ小売電気事業者の登録等に際する審査を行い、経済産業大臣に対し意見を述べること等が主な業務
- それにより、電力の適正取引の監視やネットワーク部門の中立性確保のための行為規制等を厳正に実施。適正な取引が行われているか厳正な「監視」を行うほか、必要なルール作りなどに関して経産大臣へ「意見・建議」を行う。

経済産業大臣



②意見・建議

ルール作り（システム改革の具体化）など

電力取引監視等委員会

委員	5名
事務局	約70名
（本省	約50名
（地方局	約20名



①厳正な監視

電力市場（事業者）

◆ 消費者対応

－ 法外な解約金を請求する、苦情や問合せに応じないなど悪質な行為の監視

◆ 新規参入者対応

－ 大手が新規参入者を排除するなど、市場支配力行使の監視
－ 送配電部門で知った新規参入者の情報を自社の営業部門に伝えるなど送配電部門の中立性の監視

大阪府・大阪市の電力入札の取組み

- 電力自由化の進展を踏まえ、大阪府では平成12年度から、大阪市では平成13年度から入札対象施設を順次拡大
- 入札実施状況

大阪府	大阪市
<ul style="list-style-type: none">• 本庁舎（大手前、咲洲）• 府税事務所、保健所等出先機関• 府警本部、警察署の一部、運転免許試験場• 学校（高校、支援学校）	<ul style="list-style-type: none">• 本庁舎• 公園、配水場、下水道抽水所、ごみ焼却場• 学校（高校、中学校等）

大阪電力選べる環境づくり協議会

(大阪府・大阪市・新電力13社)



(事務局) 大阪府環境農林水産部エネルギー政策課

電話：06-6210-9287

E-mail：eneseisaku@sbox.pref.osaka.lg.jp

大阪 選べる電力

検索